

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会心配ごと相談所設置運営規程

(目的)

第1条 志布志市心配ごと相談所（以下「相談所」という。）は、ひろく住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行い、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 相談所は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する。

(設置場所)

第3条 相談所は、本所及び各支所に設置する。

(相談員)

第4条 相談所に相談員若干名を置く。

2 相談員は、民生委員及び学識経験者のうちから本会会長がこれを委嘱する。

3 相談員の任期は3年とする。ただし、補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(相談業務)

第5条 相談所の相談業務は次のとおりとし、相談料は無料とする。

(1) 定例相談日 毎月2回、午前10時から午後3時までとする。

(相談日が祝祭日またはやむを得ぬ支障があるときは、翌日または別に指定する日時により開催する。)

(2) 巡回相談 必要に応じて巡回相談を開くことができる。

(3) 研修会 毎月1回以上開催する。

(秘密の保持)

第6条 相談所の相談員は、心配ごと相談上の問題は、厳に秘密を保持し、正当な理由がなく知り得た秘密を漏らしてはならない。

(備付帳簿等)

第7条 相談所には、次の帳簿等を備えなければならない。

(1) 相談日誌

(2) 相談カード

(3) 関係文書綴り

(報酬及び費用弁償)

第8条 相談員の報酬は、日額4,000円とする。

2 費用弁償の支給については、職員等の旅費に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する。

この規程は、平成27年5月28日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

(第5条(相談業務の変更)の変更)

(第9条(委任)の削除)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(第8条の条文の改正)